

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第11条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第12条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第 13 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

業務仕様書

第1条 目的

本業務は、那賀川総合土砂管理におけるモニタリングの一環として、那賀川中流域の生物（魚類、付着藻類、底生動物）の生息状況を把握するため、調査を実施するものである。

第2条 業務内容

1. 計画準備及び現地調査計画書の作成

受注者は、業務の目的・趣旨を十分把握したうえで業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

また、現地調査の実施にあたり、適切な調査結果が得られるように、現地踏査、調査地点の設定、調査時期の設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成する。なお、受注者において現地状況を把握し、変更等の必要が生じた場合は、監督員との協議により設計変更の対象とする。

2. 調査内容

(1)魚類調査

調査対象ユニットの早瀬・平瀬・淵の河川形態毎に魚類の生息状況を把握するため、魚類定量調査を実施する。調査対象ユニットは、延長約 1,000m～1,500mの範囲とし、このうち早瀬、平瀬、淵のサブユニットにおいて概ね 300m程度において調査を行う。

①	調査地点	下雄大橋 (38.0k～39.0k)、丹生谷橋 (30.3k～31.8k)
②	調査項目	魚類の個体数、水深、流速、河床材料の状態（粒径区分、浮石・沈石）、付着藻類
③	調査方法	<p>【魚類調査（採捕調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各調査ユニット内で魚類の生息が確認された早瀬、平瀬及び淵の一定面積において投網、たも網、電気ショッカーを用いて魚類を捕獲する。淵においては潜水目視により魚類の生息状況を確認する。 <p>【水深・流速・河床材料調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水深、流速は魚類が捕獲された早瀬・平瀬において測定する。各早瀬・平瀬で5箇所程度測定し、平均値を整理する。 河床の粒径分布、浮石・沈石の状態を目視により区分する。なお、粒径区分および区分方法は、以下のとおりとする。 s：0.5～2mm、m1：2～20mm、m2：20～100mm、 SB：100～200mm、MB：200～500mm、LB：500mm～ <p>【付着藻類調査（採集調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を実施した代表的な早瀬、平瀬において河床礫を4～6個採取し付着藻類採取する。付着藻類の採取は5cm×5cmの方形枠を用いて行う。（2箇所×5地区 計10検体） 分析項目：付着藻類の種組成、強熱減量、クロロフィルa、フェオフィチン
④	調査時期	平水～低水流量で流況の安定した時期とする。
⑤	調査回数	1回/年

2)調査結果とりまとめ

調査実施地点の位置情報、調査面積、河床材料の状態、流速、水深分布及び付着藻類について整理を行い、確認された魚種、個体数の整理を行う。

(2)底生動物調査

1)底生動物調査の実施

魚類定量調査で設定した調査対象ユニットの範囲において、底生動物調査を実施し、河床材料との関連について把握する。

①	調査地点	下雄大橋 (38.0k~39.0k)、丹生谷橋 (30.3k~31.8k)
②	調査項目	底生動物、河床材料の状態 (粒度分布、浮石・沈石)
③	調査方法	【底生動物調査 (採捕調査)】 ・ 各調査ユニット内の早瀬、平瀬の2箇所において、河床材料 (s,m1,m2,SB,MB,LB) の分布に応じて50cm×50cmの方形枠を設置し、その中に存在する河床礫を手で洗い、下流に設置したサーバーネットに流出した底生動物を捕獲する。 ・ 調査実施ユニット (丹生谷橋、下雄大橋) (1地区×2箇所×1検体 計4検体)
④	調査時期	平水~低水流量で流況の安定した時期とする。
⑤	調査回数	1回/年

2)調査結果とりまとめ

確認された底生動物の種、個体数、河床材料の分布を整理し、生息する底生動物の生活型による河床の状態を考察する。

3. 打合せ協議

設計協議は、業務着手時、中間打合せ1回、成果納入時とし、業務着手時及び成果納入時には管理技術者が出席するものとする。

4. 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・ 報告書 (紙媒体: A4 チューブファイル) 1部
- ・ 電子成果品 (電子媒体) 2部 (正・副各1部)

以上